

## 大規模事業評価の答申への対応方針について

令和2年10月16日に岩手県政策評価委員会に諮問し、同年12月14日に答申を受けた大規模事業の事前評価について、次のとおり対応方針を決定しましたのでお知らせします。

### 1 対応方針

- ・「小屋畑川広域河川改修事業（久慈市）」（県土整備部所管）

答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を実施する。

### 2 【参考】岩手県大規模事業評価専門委員会における審議経過

- ・ 令和2年10月22日 第4回専門委員会（諮問審議）
- ・ 令和2年12月9日 第5回専門委員会（継続審議・答申案の検討）

大規模事業の事前評価の答申への対応方針

内 容	対応方針
<p>令和2年10月16日付け政第120号で諮問のあった大規模公共事業の事前評価について、次のとおり答申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 小屋畑川広域河川改修事業（久慈市）</p> <p><b>【審議結果】</b></p> <p>「事業実施」とした県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を実施する。</p>